

和歌山市立少年センター広報誌

少年セシターだより

—わかやま—

第592号

令和4年10月3日発刊

和歌山市立少年センター

〒640-8156 和歌山市七番丁16番地
TEL (073) 425-2351

「子供の心を育てる一聲を」

教育と福祉の融合で～こども総合支援センターより～

和歌山市教育委員会
子ども支援センター長 川野 一郎

和歌山市立子ども支援センターには、4つの事業を行っています。「教育相談活動」では来所や電話での相談、「外国籍児童等受入対策」では日本語支援ボランティアの派遣、「不登校児童生徒の学校復帰支援」では適応指導教室（ふれあい教室）での不登校児童生徒への社会的自立や学校復帰に向けた取り組み、「学校相談支援」ではスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとの協働で関係機関との連携に取り組んでいます。



コロナ禍の中、児童生徒だけでなく保護者の方々の不安も年々多くなっている印象です。教育相談の件数や通級児童生徒数は増加傾向にあるため、ふれあい教室の活動内容を充実させたり、ICTを活用した学習支援をしたりして、より質の高い取組を目指しているところです。

令和3年10月の「不登校児童生徒の実態把握に関する調査報告書」では、「最初に行きづらい、休みみたいと感じ始めたときのきっかけは何でしたか」という質問に対する回答として、「先生のこと（先生と合わなかった、先生が怖かったなど）」が30%と非常に多くのことが示されています。この結果は、教員として襟を正すと共に、児童生徒の思いを真摯に受け止める必要があると痛感しています。

先日、和歌山県における児童虐待の相談件数が過去最多となったとの報道がありました。加えて、福祉の概念の一つとして家庭内での「マルトリートメント（不適切な養育）」も散見されます。学校における教育活動の中で、「不適切な指導・支援」はないでしょうか。「身体的虐待」は学校教育法における体罰、「性的虐待」は教職員等による児童生徒性暴力等に関する法律で罰せられます。「ネグレクト」と「心理的虐待」については、学校（教室）の中で見聞きしていないか今一度子供目線に振り返ってみる必要があるのではないかでしょうか。

また、定型発達者と発達障害者には、コミュニケーションの際に音声と表情が不足すると「感情を混同して認識してしまうことがある確率が高くなる（特に「怒り」と「悲しみ」）」ということが調査結果から示唆されています。つまり、認知のズレに気づくことが必須ということです。マスク着用が続いている中、「温かい言葉かけ」や「表情が伝わるような工夫」を積極的に心がけることで、よりよい関係性を育んでいくことができると確信しています。

令和5年4月には「こども家庭庁」が創設され、教育と福祉の協働は、益々重要となります。学校では、「目視確認が困難な児童生徒への対応」「虐待やヤングケアラーなどの課題に向けた取り組み」等が充実できるよう、福祉とともに一層取り組んでいかなければなりません。こども総合支援センターの副センター長として、今後も懸け橋となってよりよい支援に努めていきたいと考えています。

18歳から「大人」に

「18歳成人」ができるようになること・変わること

- *親の同意なしで契約（携帯電話の購入、ローンを組む、1人暮らしの部屋を借りる等）
- *国家資格（公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許等）の取得
- *10年有効のパスポートの取得
- *性同一性障害の人が性別変更の審判を受けられる
- *18・19歳を「特定少年」と位置づけ厳罰化
- *女性の結婚可能年齢は16歳→18歳に引き上げ（男女とも18歳に）
- *結婚に「親の同意」が不要に

権利拡大　求められる責任

→消費者トラブルに注意　契約について学ぼう

民法の改正

2018年6月に、成年年齢を18歳に引き下げることなどを内容とする法律が成立しました。2022年4月1日以降は、18歳で「成年」と扱われます。（改正前→20歳をもって成年とする　改正後→18歳を持って成年とする）

契約における違い

未成年者が契約するときは、親などの法定代理人の同意が必要とされており、その同意がない契約は原則として取り消すことができます。（未成年者取り消し）成年になると、未成年者取り消しは適用されず、契約から生じる責任を果たさなくてはなりません。

契約とは

契約は、当事者双方の意思表示（考え方を表すこと）が合致することによって成立するものです。

例 ⇒ 売主 「売ります」 → 合致 ← 「買います」 買主

契約自由の原則

契約は当事者の自由な意思に基づいて結ぶことができます。当事者間で結ばれた契約に対しては、国家は干渉せず、その内容を尊重しなければなりません。

これを契約自由の原則といいます。「契約を結ぶかどうか」、結ぶとしても「誰と結ぶか」、「どのような契約内容にするか」について、当事者は自由に決めることができます。（契約自由の原則の例外が設けられている場合もあります→労働者や消費者といった立場の弱い者を保護する観点から）

契約の成立

お互いの意思表示が合致すると契約は成立します。原則として、口頭の約束でもよいとされていますが、車の購入等多くの場合は、契約書を作成します。契約内容を明確にし、合意した内容を確認できるようにするためです。また、証拠とするためです。後でトラブルになるのを避けるためにも、契約書に書かれている内容を確認し、記載内容に納得できるかよく考えることが大切です。

契約の拘束力

一度契約が成立すると、合意した内容をお互いに守る義務が発生します。契約した内容と違うことをしたり、一方的な都合で契約を解消することはできません。これを認めてしまうと、皆が安心して契約を結ぶことができなくなるからです。これを「契約の拘束力」といいます。もし相手が契約どおりのことをしない場合、相手に契約した内容を実現するよう求めることができます。（クーリング・オフ制度→電話での勧誘など、消費者トラブルが発生しやすい取引については、一定の期間内であれば理由を問わず、契約をやめることができます。詳しくは消費者庁HPで）

トラブルが起きたら

自分でトラブルを解決できないときは、第三者の助けを借りることができます。一人で悩まないで専門家に相談するようにしましょう。（例　消費者トラブルなどは消費者ホットライン→188　地方公共団体が設置している最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口を案内してくれます）

20歳までできること

成年年齢が18歳になっても、20歳まではできないことがあります。18歳からできること、20歳まではできないことをしっかりと確認しておきましょう。（例　喫煙×　飲酒×　公営ギャンブル×　等）

令和4年4月1日から少年法が変わりました

18・19歳は・・・刑事処分の範囲が拡大　実名報道が一部解禁　等

最後に

成年になれば、自分の責任で契約を結ぶことになりますから、よく考え方内容をしっかりと確認し契約を結ぶようにしましょう。